

令和6年度 農業保険制度の運営について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局保険監理官

土居下 充洋



1 はじめに

「基金 now」をご覧の皆様方におかれましては、平素より農業保険制度の運営にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険（収入保険・農業共済）制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や農業収入の減少に伴う影響を緩和する保険制度で、保険料や掛金に国庫補助をしています。

本年に入ってから「令和6年能登半島

地震」をはじめ、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化するなど予測のつかないさまざまなリスクが農業経営に影響を与える恐れがある中で、農業経営を安定的に継続していくために、災害対策の基本として、農業保険の加入により日頃から備えておくことが大切です。

次の項において、収入保険及び農業共済について、ご紹介させていただきます。

2 収入保険について

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量の減少や市場価格の低下など農業経営上の様々なリスクによる収入減少を補填します。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象として、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を補填します。

また、自然災害などにより補填金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を受けることができます。

事業の実施体制は、全国農業共済組合連合会で、地域の農業共済組合が加入の受付など農業者との間の事務手続きを行っています。

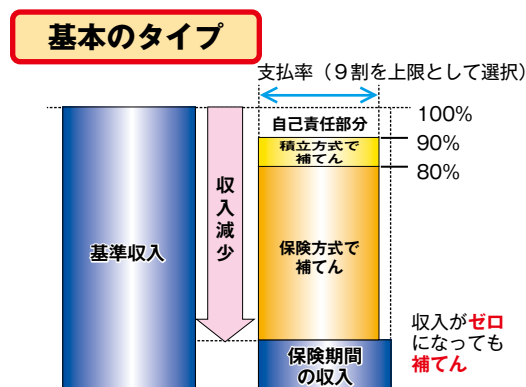
令和元年（平成31年）からの制度実施以降、これまでの間、農業者のニーズ等を踏まえた各種見直しを行っており、令和6年

加入者からは、

- ①気象災害による影響を緩和する特例の導入
- ②青色申告1年分のみで加入できるよう措置
- ③保険のみで9割まで補填できる新たなタイプの創設

などの制度の拡充を行っています。

○図1



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

3 農業共済について

農業共済には、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があり、自然災害による農作物の収量の減少のほか、家畜や農業用ハウスの損失などを補償します。

(1) 園芸施設共済について

近年、台風や大雪などの自然災害が頻発し、農業用ハウスの被害が多く発生しています。

園芸施設共済では、農業者のニーズに対応し、補償の充実や掛金負担の軽減が可能となるよう制度を見直し、加入拡大に取り組んでいます。

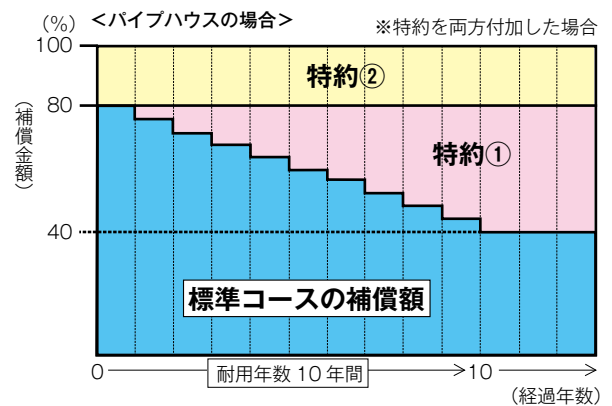
具体的には、築年数に応じた資産価値の8割までの補償（図2 標準コースの補償額）を基本としつつ、特約を付加すれば、古くなった農業用ハウス本体でも新築時の資産価値の最大10割まで補償できる（図2 特約①+②）ほか、1万円を超える小さな損害から共済金をお支払いする特約もあります。

また、小規模の被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会などの集団での加入やパイプハウスの補強などにより、掛金負担を軽減することも可能です。

現在、農業共済団体と連携して強力に加入推進に取り組んでおり、令和4年度の園芸施設共済の加入率は73.8%（加入戸数ベース）となっています。引き続き、多数の施設園芸農家にご加入いただけるよう新規加

入者の拡大に取り組んでまいります。

○図2



(2) 農作物共済などについて

農作物共済及び畑作物共済、果樹共済においては、青色申告者には、対象とする品目やリスクの面で補償が充実する収入保険を推進し、白色申告者には、農協等への出荷データにより収穫量を把握できるといった損害査定が明確な全相殺方式や災害収入共済方式への加入を勧めています。

特に、水稻共済にあつては、去年の記録的な高温等の影響により白未熟粒が多く発生する等、品質低下が発生したため、品質低下も対象となる災害収入共済方式への加入を勧めています。

また、家畜共済においては、昨年4月に改定した診療点数表により、画像等を用いた診療も遠隔診として家畜共済の給付対象となりましたので、遠隔地や深夜など獣医師の往診が困難な場合でも診療が可能になっています。

4 おわりに

令和5年度も能登半島地震のほか、6～8月の梅雨前線や台風6号、7号の影響による大雨、7月以降の記録的猛暑など自然災害が発生しました。また、市場価格の低下や需要の変動などのリスクも懸念されるところです。

農業保険制度が、農業経営のセーフティネットとして十分に機能を発揮できるよう、自治体や関係機関の方々にもご協力をいただきながら、制度の周知や加入拡大に引き続き努めてまいります。